

職場環境改善・経営支援アドバイザー派遣実施要項

1.目的

明るい職場づくりの一環として、人事労務・経営・財務・人材確保や定着等について専門家がアドバイスをを行い、経営の安定と職場環境改善に向けた支援を行うことを目的とします。

2.事業主体

佐賀県社会福祉協議会(以下「県社協」という)

3.事業対象

佐賀県内において、社会福祉事業を実施している施設・事業所

4.アドバイザーの派遣

県社協は、社会保険労務士等の必要に応じた専門家を派遣します。

5.事業内容

○施設・事業所の運営管理の改善支援

- (1)財務管理の改善支援
- (2)人事労務管理の改善支援
- (3)人材確保・育成や定着支援
- (4)その他必要と認めるもの

6.経費

この事業に要する費用は、県社協の負担とし、施設・事業所の負担はないものとします。ただし、利用にあたっては、1施設・事業所において年間最大3回まで(1回あたり2時間程度)とします。

7.情報の秘密保持

県社協より派遣されたアドバイザーは、この事業により知り得た情報について守秘義務を負います。

8.利用申込み

別紙により、随時郵送、メール、FAXにて受付けます。(令和8年3月1日まで)

※派遣数については、予算に限りがございますので、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

(今年度予算:年10回予定)

9.申込先

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 電話0952-28-3406 FAX0952-28-3407

E-mail:sagaken-jinzai@sagaken-shakyo.or.jp